

令和8年度

公共用水域水質測定計画

岩手県

令和8年度公共用水域水質測定計画

1 根拠

この計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第16条の規定に基づき、公共用水域の水質の測定に関し必要な事項を定めるものである。

2 調査機関

調査機関は、次のとおりである。

- (1) 国の地方行政機関
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所
- (2) 県の機関
環境生活部環境保全課、各広域振興局等、環境保健研究センター、各ダム管理事務所
- (3) 水質汚濁防止法施行令で定める市
盛岡市

3 調査内容

令和8年度の測定計画は、別表及び別図に示すとおりとする。

なお、平成11年4月に環境庁より「水質モニタリング方式効率化指針」が示されたことから、この指針に基づきローリング調査(3年に1度の調査)を行うこととし、休止地点、休止項目を設けることとする。

また、その概要は別添概要の「1測定水域一覧表」及び「2測定計画状況」に示したが、測定地点、測定項目及び測定回数は次により設定した。

- (1) 測定地点
水系を代表する環境基準地点とそれを補足する補助地点で測定する。
- (2) 測定項目
原則として、生活環境項目については全地点で測定し、健康項目及び要監視項目等については、流域における工場・事業場の立地、生活排水の状況、農地等の土地利用状況、過去の検出状況等を勘案して該当するとみられる項目について測定する。
- (3) 測定回数
工場・事業場の集積度、過去の検出状況等を勘案して、測定項目毎に測定回数を定める。

4 採水時期

- (1) 採水は、農薬測定を目的とする場合を除き、四季にわたるように配慮する。
ただし、山間部等、冬期の採水が困難な地点については、冬期を除いた期間内で、採水時期が偏らないように実施する。
- (2) 農薬測定を目的とする場合は、農薬の使用時期に採水を行う。
- (3) 採水は、採水前日までの天候を考慮し、水質が安定している日に行う。
- (4) 湖沼にあっては、停滞期と循環期を含めるように配慮する。

5 採水部位

- (1) 河川は、原則として流心部表層とする。
- (2) 湖沼は、原則として表層並びに水面から2分の1及び湖底から1m以内の3層とする。
ただし、調査地点の水深が10m未満の場合は、表層及び湖底から1m以内の層の2層とする。
- (3) 海域は、表層及び水面下2mの層とする。

6 測定方法

測定方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成 5 年環境庁通知）、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）及び「底質調査方法について」（昭和 63 年環境庁通知）に定める方法とする。

なお、これらに定めのない項目については、日本産業規格、上水試験方法又は海洋観測指針等、科学的に確立された分析方法による。

7 測定結果の送付

各調査機関は、測定結果を岩手県知事（環境生活部環境保全課）に送付するものとする。

8 測定結果の公表

県は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第 17 条の規定に基づき公表する。

[参考：測定項目]

	測定項目	観点	根拠
1 環境基準項目	健康項目 カドミウム等 27 項目 ----- 生活環境項目 水素イオン濃度等 12 項目	環境基準の常時監視	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）
2 要監視項目	クロロホルム等 32 項目	環境基準項目以外で、知見の集積に務めるべきもの	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件について（平成 5 年 3 月 8 日環水管第 21 号環境庁水質保全局長通達）
3 特殊項目	銅、溶解性鉄		
4 その他の項目	その他の項目（注）	工場・事業場等の立地及び生活排水等を勘案し、1 及び 2 を補完するもの	トリハロメタン生成能については、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」による。

注) その他の項目は、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム、アルミニウム、硫酸イオン、pH8.4 酸度、pH4.3 アルカリ度、第 1 鉄、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤、クロロフィル a、プランクトン（優占種）、トリハロメタン生成能、亜硝酸性窒素、オルトリン酸性リン、ふん便性大腸菌群数である。

概要

1 測定水域一覧表

	区分		ブロック	岩手県実施水域	国土交通省実施水域	盛岡市 実施水域
		慣用水域名				
環境 基準 類型 指定 水域	北上川		A	北上川(1)	北上川(2)、北上川(3)、 北上川(4) 四十四田ダム	北上川(1)
	北上川支流		A	丹藤川、赤川、雫石川上流(葛根田川、南川、鶯宿川)、中津川中流、岩崎川、彦部川、滝名川、築川 網取ダム	赤川、雫石川上流(南川、葛根田川)、雫石川下流、中津川下流、猿ヶ石川(小友川)、和賀川上流、和賀川中流、和賀川下流、胆沢川上流(前川)、胆沢川下流、尿前川、磐井川中流、磐井川下流、砂鉄川	雫石川下流(諸葛川)、中津川上流、中津川中流(米内川)、築川、乙部川
			B	葛丸川、稗貫川、添市川、瀬川、猿ヶ石川(小鳥瀬川、早瀬川、達首部川)、豊沢川中流、豊沢川下流、飯豊川、和賀川中流(夏油川)、宿内川、広瀬川、人首川、伊手川、太田代川、白鳥川、衣川、磐井川上流、久保川、砂鉄川、千厩川上流、千厩川下流、黄海川、金流川、有馬川		
				豊沢ダム、入畑ダム、早池峰ダム		
	新井田川河口		C	瀬月内川、雪谷川、馬淵川上流、安比川、白鳥川 世増ダム		
	米代川		A	米代川		
	陸中海岸北部		C	川尻川、有家川、高家川、安家川、宇部川、普代川(茂市川)、小本川(大川)、撰待川		
	久慈湾		C	久慈川上流、久慈川下流、長内川上流、長内川下流、夏井川 久慈湾		
	田老湾		C	田代川上流、田代川下流、神田川 田老湾		
	宮古湾		C	閉伊川上流、閉伊川下流、小国川、薬師川、刈屋川、長沢川、近内川、津軽石川 宮古湾		
	山田湾		C	関口川、織笠川 山田湾		
	大槌湾		C	大槌川、小槌川、鶴住居川 大槌湾		
	釜石湾		C	甲子川、小川川、水海川上流 釜石湾一甲、釜石湾一乙(両石湾)		
	唐丹湾		C	片岸川、熊野川 唐丹湾		
陸中海岸南部		C	吉浜川、大川 船越湾、吉浜湾、越喜来湾、綾里湾			
大船渡湾		C	盛川上流(立根川)、盛川下流 大船渡湾一甲、大船渡湾一乙			
広田湾		C	気仙川、矢作川、長部川 広田湾			

備考) 県実施の水域で、Aブロックは県央水域、Bブロックは県南水域、Cブロックは県北・沿岸水域である。

区 分	ブ ロ ッ ク	岩手県実施水域	国土交通省実施水域	盛 岡 市 実 施 水 域
健康項目監視水域	A	赤川、松川	赤川、小鬼ヶ瀬川	松川
	B	小鬼ヶ瀬川、磯田川		
	C	長内川		
都市排水等監視水域	A	黒沢川(滝名川支流)		木賊川、新川、大沢川、見前川
	B	上口川、宮守川、来内川、後川、大堰川、黒沢川(胆沢川支流)、天神川、太田川、曾慶川、吸川		
	C	十文字川、沢川、山口川、津谷川、須崎川、後の入川、川原川		
湖沼・海域影響監視水域	A	大葛川、築川(根田茂川)		八木田川
	B	折壁川、内鱒沢		
	C	綾里川、平糠川、鷹生川		
底質調査水域	A	築川	北上川 四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、胆沢ダム	
	C	閉伊川下流		

備考)県実施の水域で、Aブロックは県央水域、Bブロックは県南水域、Cブロックは県北・沿岸水域である。

2 測定計画状況

実施機関		県			国			盛岡市			合計			
測定年度		6	7	8	6	7	8	6	7	8	6	7	8	
水 質	環境 基準 型	河川数	83	83	84	(7) 12	(7) 12	(7) 12	(4) 6	(4) 6	(4) 6	90	90	91
		河川類型指定水域数	79	79	80	(4) 15	(4) 15	(4) 15	(4) 6	(4) 6	(4) 6	92	92	93
		河川測定地点数	125	126	130	(2) 33	(2) 33	(2) 33	7	7	7	163	164	168
		河川測定回数	954	938	968	388	388	388	69	69	69	1,411	1,395	1,425
		河川測定項目数	10,714	10,696	10,345	4,059	4,511	4,405	798	792	796	15,571	15,999	15,546
	湖沼	湖沼数	5	5	5	4	4	4	1	1	1	10	10	10
		湖沼類型指定水域数	5	5	5	4	4	4	1	1	1	10	10	10
		湖沼測定地点数	6	6	6	5	5	5	2	2	2	13	13	13
		湖沼測定回数	162	162	162	180	180	180	24	24	24	366	366	366
		湖沼測定項目数	1,572	1,578	1,578	2,596	2,596	2,596	222	222	222	4,390	4,396	4,396
	海域 指定 水域	海域(湾)数	14	14	15							14	14	15
		海域類型指定水域数	15	15	15							15	15	15
		海域測定地点数	36	36	36							36	36	36
		海域測定回数	388	388	388							388	388	388
		海域測定項目数	2,346	2,390	2,414							2,346	2,390	2,414
	合 計	河川・湖沼・海域数	102	102	104	(7) 16	(7) 16	(7) 16	(4) 7	(4) 7	(4) 7	114	114	116
		合類型指定水域数	99	99	100	(4) 19	(4) 19	(4) 19	(4) 7	(4) 7	(4) 7	117	117	118
		合測定地点数	167	168	172	(2) 38	(2) 38	(2) 38	9	9	9	212	213	217
		合測定回数	1,504	1,488	1,518	568	568	568	93	93	93	2,165	2,149	2,179
		合測定項目数	14,632	14,664	14,337	6,655	7,107	7,001	1,020	1,014	1,018	22,307	22,785	22,356
そ の 他 の 域	河川数	30	30	30	(2) 3	(2) 3	(2) 3	(1) 6	(1) 6	(1) 6	36	36	36	
	河川測定地点数	39	39	39	3	3	3	6	6	6	48	48	48	
	河川測定回数	391	383	383	33	33	33	38	38	38	462	454	454	
	河川測定項目数	3,781	3,583	3,615	380	332	332	352	352	352	4,513	4,267	4,299	
総 計	河川・湖沼・海域数	132	132	134	(9) 19	(9) 19	(9) 19	(5) 13	(5) 13	(5) 13	150	150	152	
	水域数	129	129	130	(6) 22	(6) 22	(6) 22	(5) 13	(5) 13	(5) 13	153	153	154	
	測定地点数	206	207	211	(2) 41	(2) 41	(2) 41	15	15	15	260	261	265	
	測定回数	1,895	1,871	1,901	601	601	601	131	131	131	2,627	2,603	2,633	
	測定項目数	18,413	18,247	17,952	7,035	7,439	7,333	1,372	1,366	1,370	26,820	27,052	26,655	
底 質	水域数	2	2	2	6	6	6				8	8	8	
	測定地点数	2	2	2	9	9	9				11	11	11	
	測定回数	2	2	2	9	9	9				11	11	11	
	測定項目数	39	39	39	126	126	126				165	165	165	

備考1) 類型指定水域数は、BOD(COD)等に係る水域数。

備考2) 国土交通省の()内は岩手県と重複している数、盛岡市の()内は、国土交通省または岩手県と重複している数。

2 底質測定

注：調査機関の「委託」は委託業者、「岩河」は国土交通省岩手河川国道事務所、「ダム統」は国土交通省北上川ダム統合管理事務所、「盛岡土」は盛岡広域振興局土木部、「環保研」は環境保健研究センター、「宮古」は宮古保健福祉環境センターを示す。

測定地点			測定項目																				調査機関													
水域名	地点名	採泥部位	水分	強熱減量	粒度	底質調査方法														溶出試験						実施主体又は採泥	分析									
						カドミウム	鉛	銅	亜鉛	砒素	六価クロム	クロム	総水銀	アルミニウム	総鉄	マンガン	全窒素	全燐	COD	硫化物	PCB	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン			カドミウム	鉛	銅	亜鉛	砒素	クロム	総水銀	アルキル水銀	チウラム
築川	築川ダム貯水池	心 央		1	1	1	1			1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	盛岡土	委託
閉伊川下流	宮古橋	右 岸	1	1		1	1	1	1	1		1	1																					宮古	環保研	
北上川	紫波橋	左 岸		1	1	1	1			1		1	1	1					1															岩河	委託	
北上川	金ヶ崎橋	右 岸		1	1	1	1			1		1	1	1					1															岩河	委託	
北上川	狐禅寺(千歳橋)	右 岸		1	1	1	1			1		1	1	1					1															岩河	委託	
北上川	北上川橋	左 岸		1	1	1	1			1		1	1	1					1															岩河	委託	
四十四田ダム	貯水池	心 央		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															ダム統	委託	
湯田ダム	貯水池	心 央		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															ダム統	委託	
胆沢ダム	貯水池	心 央		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															ダム統	委託	
田瀬ダム	貯水池	心 央		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															ダム統	委託	
御所ダム	貯水池	心 央		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															ダム統	委託	

[参考]岩手県実施水域における前年度からの変更点

1 地点の追加 …該当なし

2 地点の休止

水域名	地点名	休止項目	休止項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理由
砂鉄川	観音橋	生活環境項目5項目、健康項目9項目	6→0	0	ローリング調査 不法投棄現場現状復帰 宣言に伴う頻度見直し
馬淵川上流	下豊年橋	生活環境項目8項目、健康項目22項目 要監視項目16項目、その他項目1項目	4→0		

3 地点の再開

水域名	地点名	再開項目	再開項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理由
馬淵川上流	小姓堂橋	塩化物イオン	0→2	6	ローリング調査
	川原橋				
馬淵川上流	小姓堂橋	生活環境項目5項目	0→6		
	川原橋				
安比川	門崎橋				
甲子川	新開橋				
気仙川	竹の原橋	生活環境項目7項目			
鵜住居川	大浜渡橋				

4 地点の廃止 …該当なし

5 測定項目の追加

水域名	地点名	追加項目	追加項目 測定回数	全項目での 総測定回数	理由
猿ヶ石川	下早瀬橋	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0→2	2	事業場新設による追加

6 測定項目の休止

水域名	地点名	休止項目	休止項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理由
北上川(1)	岩崎橋	健康項目9項目	6→0	6	ローリング調査
和賀川中流	和賀橋	生活環境項目4項目、健康項目4項目			
松川	金沢橋	銅	4→0	4	
宿内川	宿内橋	要監視項目5項目	2→0	6	
大槌湾	S-12	全亜鉛、ノニルフェノール、LAS	4→0	4	
	S-13				
	S-14				
釜石湾(甲)	S-15		6→0	6	
	S-16				
	S-17				
	S-18				
雪谷川	報国橋	(健)農薬4項目	8→0	6	
		(要)農薬12項目	2→0		
馬淵川上流	府金橋	(健)農薬4項目	8→0	12	
		(要)農薬12項目	2→0		
閉伊川下流	宮古橋	(健)農薬4項目	8→0	12	
		(要)農薬12項目	2→0		

7 測定項目の再開

水域名	地点名	再開項目	再開項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理由
和賀川中流	広表橋	要監視項目15項目	0→2	12	ローリング調査
		(健)農薬4項目	0→8		
久保川	赤子橋	要監視項目12項目	0→2	8	
		(健)農薬4項目	0→8		
曾慶川	雲南田橋	健康項目9項目	0→6	6	
		要監視項目4項目	0→2		
金流川	天神橋	健康項目4項目	0→8	8	
千厩川上流	宮田橋	健康項目4項目	0→6	6	
		要監視項目12項目	0→2		
衣川	衣川橋	要監視項目12項目	0→2	8	
		(健)農薬4項目	0→8		
釜石湾(乙)	S-19	全亜鉛、ノニルフェノール、LAS	0→4	4	
	S-20				
唐丹湾	S-21				
	S-22				
吉浜湾	S-25				
	S-26				
越喜来湾	S-27				
	S-28				
綾里湾	S-29				
	S-30				
甲子川	坪内橋	生活環境項目4項目	0→6	6	
		塩化物イオン	0→2		

[参考]岩手県実施水域における前年度からの変更点

8 測定回数の変更

水 域 名	地 点 名	変 更 項 目	項 目 変 更 回 数	全項目での 総測定回数	理 由
馬淵川上流	府金橋	PFOS・PFOA	4→2	12	測定回数の見直し
	宮古橋		2→0	6	
閉伊川下流	小山田橋				

9 測定項目の廃止

水 域 名	地 点 名	廃 止 項 目	廃 止 項 目 変 更 回 数	全項目での 総測定回数	理 由
夏井川	旧夏井橋	健康項目9項目	6→0	6	測定項目の見直し
須崎川	明土橋	陰イオン界面活性剤	2→0		
大堰川	南河原下の橋		4→0		
吸川	水門				

10 地点名の変更 …該当なし

11 測定項目の変更 …該当なし

[参考]国土交通省実施水域における前年度からの変更点

- 1 地点の追加 …該当なし
- 2 地点の休止 …該当なし
- 3 地点の再開 …該当なし
- 4 地点の廃止 …該当なし

5 測定項目の追加

水 域 名	地 点 名	追 加 項 目	追加項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理 由
北上川(3)	紫波橋	トリハロメタン生成能	0→2	12	測定項目の見直し
	昭和橋				
北上川(4)	藤橋			6	
	北上大橋				
北上川(3)	昭和橋	アンモニア性窒素、濁度	0→6	12	
	珊瑚橋	アンモニア性窒素	0→2		

6 測定項目の休止

水 域 名	地 点 名	追 加 項 目	休止項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理 由
中津川下流	御厩橋	アンモニア性窒素、濁度	6→0	12	測定項目の見直し
北上川(2)	南大橋				
北上川(4)	金ヶ崎橋				
北上川(4)	金ヶ崎橋	陰イオン界面活性剤、クロロフィル-a、 プランクトン(優占種)、トリハロメタン生成能、 亜硝酸性窒素、オルトリン酸態リン、 糞便性大腸菌数	2→0	12	

7 測定項目の再開 …該当なし

8 測定回数の変更 …該当なし

水 域 名	地 点 名	追 加 項 目	追加項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理 由
北上川(3)	紫波橋	ノニルフェノール、LAS	12→6	12	測定項目の見直し
北上川(4)	金ヶ崎橋				
	千歳橋(狐禅寺)				
	北上川橋				

9 測定項目の廃止 …該当なし

[参考]盛岡市実施水域における前年度からの変更点

1 地点の追加 …該当なし

2 地点の休止 …該当なし

3 地点の再開 …該当なし

4 地点の廃止 …該当なし

5 測定項目の追加 …該当なし

6 測定項目の休止

水 域 名	地 点 名	休 止 項 目	休 止 項 目 変 更 回 数	全項目での 総測定回数	理 由
中津川中流	水道橋	健康項目23項目	0→1	12	ローリング調査
築川	築川橋	健康項目27項目			

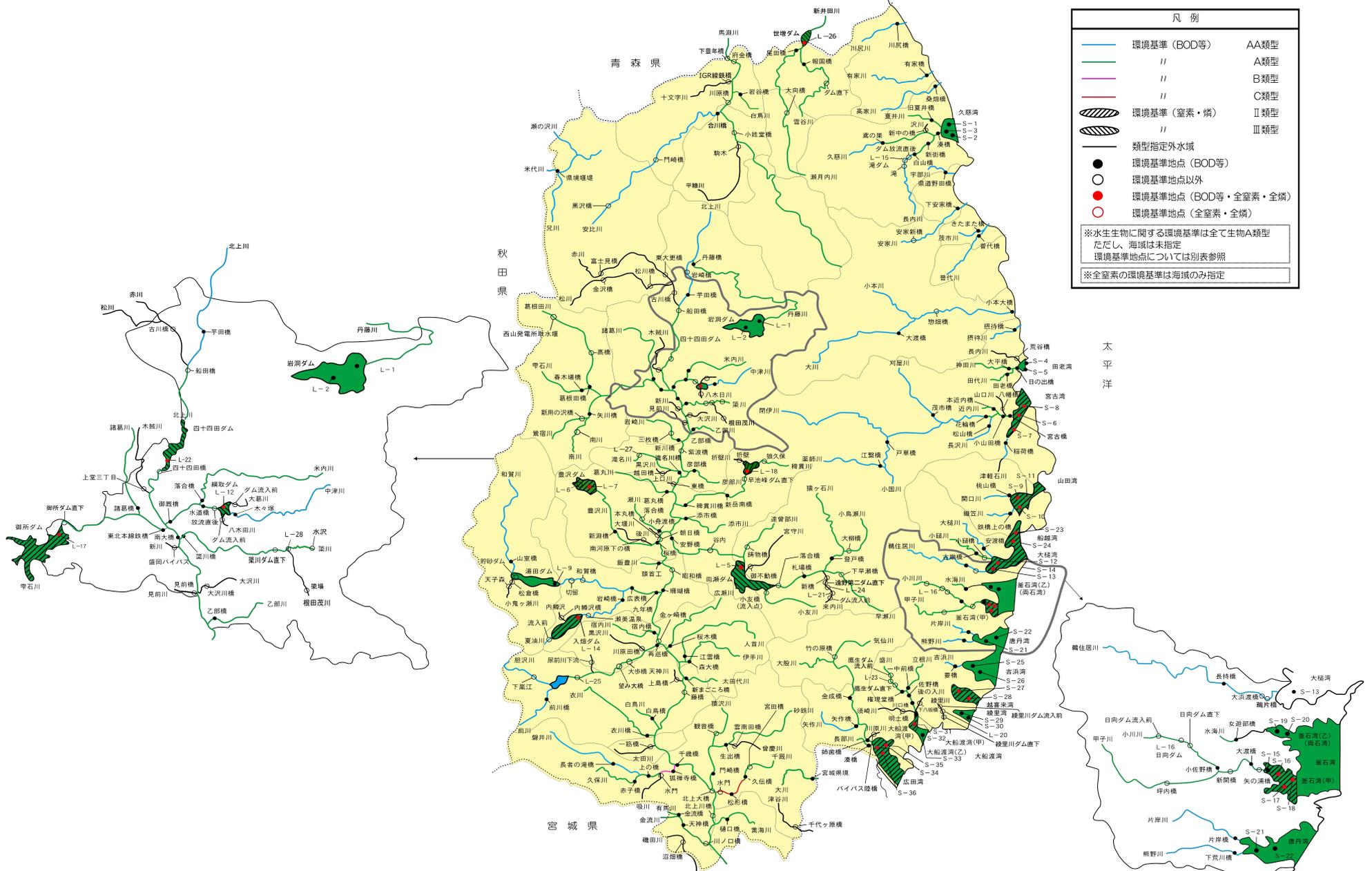
7 測定項目の再開

水 域 名	地 点 名	再 開 項 目	再 開 項 目 変 更 回 数	全項目での 総測定回数	理 由
雫石川下流	諸葛橋	健康項目27項目	1→0	12	ローリング調査
米内川	落合橋				

8 測定回数の変更 …該当なし

9 測定項目の廃止 …該当なし

岩手県水質測定地点図



凡例

	環境基準 (BOD等)	AA類型
	//	A類型
	//	B類型
	//	C類型
	環境基準 (窒素・磷)	II類型
	//	III類型
	類型指定外水域	
	環境基準地点 (BOD等)	
	環境基準地点以外	
	環境基準地点 (BOD等・全窒素・全磷)	
	環境基準地点 (全窒素・全磷)	

※水生生物に関する環境基準は全て生物A類型
ただし、海域は未指定
環境基準地点については別表参照
※全窒素の環境基準は海域のみ指定